

令和7年度 かながわ防災デザインコンテスト 作品募集要項

1 目的

大規模地震による被害を減らすためには、県や市町村等の行政機関の取組（公助）だけでなく、県民の皆様や事業者等の皆様の取組（自助・共助）が連携し、県民総ぐるみで一体となっていのちを守る、防災・減災対策を進めていくことが必要です。

そこで、防災に関する情報を正しく県民の皆様や事業者等の皆様に知ってもらうきっかけとして、幅広く防災をテーマにしたデザインを募集し、最優秀作品を県が行う防災の普及啓発に活用するコンテストを実施します。

2 主催

神奈川県

3 募集期間

令和7年6月11日（水）から令和7年9月5日（金）午後5時15分（消印有効）まで

4 応募作品のテーマ・内容

（1）テーマ 『地震への備え』

（2）内 容

地震に対する備えを題材として、自由な発想で作品（防災の普及啓発に係るパンフレットの表紙などへの活用を想定したデザイン）を創作してください。

なお、作品の中には、地震への備えを啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、標語を入れてください。

★ 標語の例：「自分の身は自分で守る」

（標語は、上記の例に限定するものではありませんので、作品に適したものを自由な発想でお考えいただき、設定してください。）

5 応募資格

神奈川県内に在住・通勤・通学している方、県内事業者・団体

6 デザイン要領

（1）最優秀作品は「A4サイズ・縦」の県の普及啓発資料の表紙に掲載しますので、そうしたことを想定したデザインにしてください。

（2）公序良俗に反するものではないデザインとしてください。

（3）他のキャラクターを真似る等、他者の権利を侵害することのないよう、オリジナルのデザインとしてください。

（4）第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとしてく

ださい。

- (5) 過去に公募展やコンクール等で発表されていないデザインとしてください。
- (6) 応募者が自らの発想で創作してください（生成A I（人工知能）による作品をそのまま提出することは不可とします。）。

※ 他者が制作した著作物（例：雑誌・図鑑等の図書類に掲載されたものを含む写真や図画類）に対して複写や改変を著作権者（例：制作者、出版社など）の同意なく行った場合や、生成A I（人工知能）による作品をそのまま提出した場合は応募者に対して事前の通知等なしに審査対象外となることがあります。

なお、著作権に関する情報は、文化庁のホームページ上で紹介されています。

（アドレス） <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

7 応募方法

- (1) 別添の応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募作品と併せて、下記の提出先に、持参、郵送（着払不可）、電子申請システムのいずれかの方法で提出してください。ただし、持参する場合は、開庁日（平日午前8時30から午後5時15分まで）以外は受付できません。

- (2) 応募作品の提出は、手書き、電子データは問いません。

- (3) 提出された応募作品は、返却しません。

※ データで提出する際は、PDFもしくはJPEG／PNG形式の写真データで提出してください。

- (4) 応募先

（電子申請システム）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100370

（持参）

横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁西庁舎 5 階

神奈川県危機管理防災課 防災デザインコンテスト担当

（郵送）

〒231-8588（所在地省略可）危機管理防災課 防災デザインコンテスト担当

※令和7年9月5日消印有効

8 著作権

- (1) 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、応募により主催者である神奈川県に帰属します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、主催者は、著作者に対し、一定の条件のもと著作者が本作品を利用することを認める場合があります。
- (3) 応募作品については、Webページ、SNS、展示、制作するポスター等の媒体又は方法のいかんを問わず、主催者が必要と認める範囲内で任意に利用できるものとします。この場合、主催者は、トリミング等、その目的の範囲内で応募作品を改変・編集できるものとします。
- (4) 入賞者等については、上記著作権の取扱いについて、契約書の取り交わしを行わせていただきます。

9 審査

(1) 審査

審査は以下の方法で行い、最優秀作品を決定します。

なお、応募作品数が多数の場合は、1次審査（審査委員審査）と2次審査（一般審査）に分けて審査を実施します。

- ① 主催者が指定する審査員による審査
- ② 「かながわ消防フェア」等イベント会場での投票による一般審査
- ③ 県ホームページでの投票による一般審査

(2) その他

審査に関するお問い合わせや、審査結果に対する異議申し立てはできません。

デザイン要領を満たす全ての応募作品を県ホームページの特設ページに掲載する予定です。

※ 県ホームページへの掲載は応募期間中に複数回分けて行う予定です。

10 表彰・応募作品の活用方法等

- (1) 最優秀作品1点を選出し、表彰します。
- (2) 最優秀作品の受賞者には、表彰状及び副賞（図書カード1万円（予定））を授与します。
- (3) 最優秀作品は、県の地震防災チェックシートの表紙に掲載するほか、神奈川県地震防災戦略に基づく防災の普及啓発などに活用します。
- (4) 表彰式は、令和7年11月頃を予定しています。
- (5) 最優秀作品以外の応募作品についても、県の取組において活用させていただく場合があります。
- (6) 不正等が発覚した場合は、表彰を取り消します。

11 審査結果の通知

令和7年10月下旬頃（予定）に応募用紙記載の連絡先にメール又は電話にて審査結果を連絡します。また、最優秀作品は記者発表するとともに、県ホームページ、かながわ防災パーソナルサポートなどで発表予定です。

12 個人情報

- (1) 主催者は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、本コンテストの応募者の個人情報を取り扱います。
- (2) 本コンテストの実施にあたり取得した個人情報は、受賞作品の発表、受賞に関する通知又は応募状況の確認等、本コンテストに関するもののみに使用します。
なお、入賞作品等を使用する場合は、使用者の判断により、入賞作品等の作成者の氏名等を表示することがあります。
- (3) 取得した個人情報は、主催者にて管理し、本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません（法令等により開示を求められた場合を除きます。）。

13 注意事項

- (1) 応募にあたり、第三者との間に権利（著作権、商標権、肖像権ほか、関連する権利一切を指す）侵害等を原因とする紛争等（クレーム、請求、異議、法的措置の一切を含む）が生じた場合には、応募者が自らの費用と責任で当該紛争等を解決するものとし、主催者は責任を負わないものとします。万一、主催者と第三者の間に紛争が生じた場合、応募者は主催者等に発生した費用を支払うものとします。
- (2) 応募に伴い発生した費用は、特に記載のない限り応募者が負担するものとします。
- (3) 応募者は、応募作品の紹介・記録など本コンテストの運営や防災の普及啓発のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- (4) 応募をもって、応募者は本要項に同意したものとみなします。
- (5) 本要項に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。
- (6) 本コンテストの応募に関わる送料、データ通信料等は応募者の負担となります。

14 問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁 西庁舎 5 階
神奈川県危機管理防災課 防災デザインコンテスト担当
電話 045-210-1111（代表） 内線 5945

かながわ防災デザインコンテスト作品応募用紙

ふ り が な		
作 者 名		
所	属 ※学生のみ	(学校) 年
年	齢	歳
作品タイトル		
連絡先	住	〒 -
	所	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
作品への思い		

＜提出物＞

- 1 応募用紙（本用紙）
- 2 作品（手書き又はデータ）